



医療型障害児入所施設

# 信濃医療福祉センター

(肢体不自由児・重症心身障害児支援)

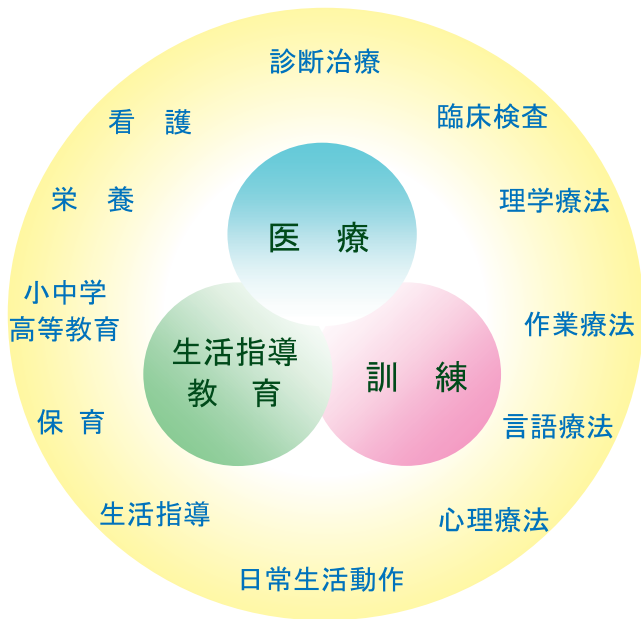
# 信濃医療福祉センターとは

## 理 念

科学的裏づけに基づいたあらゆる英知を結集し、心身に障害をもつ子どもの意欲を高め能力を最大限伸ばし維持育成します。

## 基本方針

- 心身に障害をもつ子どもの権利と尊厳を保ち、人権に配慮した良質な療育サービスを提供します。
- 安全で信頼される入所療育、並びに外来療育、地域療育支援を実践します。
- 個々の障害に応じた先駆的な療育を実践します。



当施設は、医療型障害児入所施設(120床)で、主に肢体不自由児と重症心身障害児の入所療育を行う心身障害児のための病院です。

整形外科、小児科をはじめ、精神科・泌尿器科・言語聴能科・耳鼻科・眼科・皮膚科・遺伝科及び歯科など関係各科の専門医の協力と、看護師・保育士をはじめ、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・臨床心理士などとのチームアプローチにより療育を行っています。

入所療育においては、子どもたちが将来、社会で生活する上で必要な知識や動作の獲得を目的に指導を行い、重症心身障害児(者)に対しては、できる限り能力を伸ばすことを目的に療育を行っています。

教育面においては、長野県花田養護学校を同一建物に併設し、小・中・高等部教育を受けることができるなど、総合リハビリテーションセンターとしての機能を備えています。

また、在宅の重症心身障害児・者、身体障害児、知的障害児・者の地域における生活を支える「障害児(者)地域療育等支援事業」の支援施設と県下1ヶ所の療育拠点施設に指定され事業を行っています。

※ 日本整形外科学会認定医研修施設、日本リハビリテーション医学会専門医制度による研修施設に指定されています。

## 沿革

昭和30年	5月	長野県下初の肢体不自由児施設として、私立信濃整肢療護院(定員30名、院長井上雅夫)が諏訪市に創立。
昭和32年	6月	下諏訪町高木へ移転 信濃整肢療護院と改称 後に社会福祉法人となる (定員60名から順次110名に 園長井上雅夫)
昭和56年	4月	記念すべき『国際障害者年』であるこの年 現在地に移転 信濃医療福祉センターと改称 (定員120名 所長井上雅夫 長野県諏訪養護学校花田分校併設)
昭和61年	4月	朝貝芳美所長就任 井上雅夫名誉所長就任 花田分校が長野県花田養護学校と改称
平成4年	4月	肢体不自由児施設の一部を 重症心身障害児施設に転換する (定員 肢体80名 重心40名)
平成9年10月		長野県より障害児(者)地域療育等支援事業の療育拠点施設および療育支援施設に指定
平成15年10月		重症心身障害児(者)通園事業B型(一日5人)もあ～more～ 事業開始
平成17年	3月	社会福祉法人 信濃医療福祉センター 設立
	4月	肢体不自由児施設 重症心身障害児施設 病院新規開設 (定員 肢体60名 重心60名)
	6月	創設50周年記念式典 記念誌 業績集発行
平成18年	4月	職員向け託児所開設
	10月	障害者自立支援法により措置入所から原則契約入所となる
平成24年	4月	児童福祉法の改正により 施設種類を医療型障害児入所施設(肢体不自由児・重症心身障害児支援)に変更 重症心身障害児(者)通園 もあ を、多機能型事業所(児童発達支援事業・生活介護事業・放課後等デイサービス事業)として運営開始

# 入所療育

肢体不自由児や重症心身障害児に対して、医学的リハビリテーションや整形外科の手術療法など適切な医療を受けることによって身体機能の向上 維持の見込みがあると当センターの医師に診断された場合、あるいは子どもをとりまく社会的環境などで入所療育が必要と判断された場合が入所の対象となります。

## 肢体不自由児病室

肢体不自由児病室には、手足の不自由な子どもたちが入所しています。子どもたちは歩行能力の向上や、自立のために必要な個々の目標に合わせた治療・訓練を受けながら病室で生活しています。看護部・指導部(児童指導員・保育士)は、子どもたちの健康管理に留意しながら、余暇指導・生活指導を行って、訓練や学習などの成果が活かされるよう援助しています。歩行訓練を中心としたリハビリテーションを、2～3ヶ月集中的に行なう短期集中訓練入所もあります。



## 重症心身障害児(者)病室

重症心身障害児病室では、体力がなく医療的なケアを必要とする子どもたちが入所しています。日々のなかで医療的ケアの占める割合が多い子どもたちですが、健康管理はもちろん、適切なリハビリテーション・生活指導・教育・保育に参加して、子どもたちの持っている能力を最大限に発揮できるように、個々に合わせた生活援助と療育を目指しています。

## 母子病室

約1ヶ月間、母子共に入所していただき、医師による診察を受けながら、療法士による個別の集中機能訓練を受けます。他にも入所中は専任保育士による保育の時間、その日の復習やまとめ・自主訓練などを行います。お母さん(療育者)に訓練の方法・遊び方・子育てについて学んでいただき、子どもの成長発達を促し、1ヶ月間の母子入所を通して療育に必要な総合的な知識・技能を習得して家庭でも活かせるようになっていただくことが、母子入所の目的です。



病室では、医師・看護部・生活指導部・リハビリテーションスタッフが医療的管理や個々の発達段階に必要な指導・援助・リハビリテーションを行います。また、健康維持・増進のため栄養科による食事形態や水分補給の工夫を積極的に行っています。

このように、ひとりひとりの個性を大切にした総合的な療育を目指しています。





## 看護

子どもたちの健康管理をしながら、個々の目標に沿った看護を実践しています。入所している重症心身障害児のなかには、生命維持管理が必要な子どもたちもいて、発達の支えとなる医療的ケアを行っています。

生命・健康を守ることはもちろん、豊かで、笑顔のあふれる生活環境になるよう、日常生活の指導・援助に看護の専門性を活かし、子どもたちの暮らしを24時間絶え間なく支えています。

## 訓練 (リハビリテーション)

### 理学療法 (PT)

子どもたちが持っている能力を、最大限に発揮できるように援助を行います。座ることや立つなどの姿勢のとり方や、横になっているところから座ることや椅子から立ち上がるなどの身体の動かし方などの能力を引き出し向上させることで、生活場面での移動や着替え等の具体的な課題ができるようになるように練習します。また、一般の社会や地域での活動や参加が可能となるように、さまざまな働きかけや環境設定を行います。



### 作業療法 (OT)

生活を送る上で困っている子どもたちに対して、遊びを中心とした様々な活動を通して、身体や手の運動機能の発達を促します。また、食事・更衣・排泄・入浴などの日常生活動作 (ADL) をやりやすくし、学習に必要な基礎能力の向上、心理社会的発達などを促します。将来にわたる生活を考慮し、不自由さがあっても家庭や学校、社会で生き生きと生活できるように指導、援助を行います。



### 言語療法 (ST)

ことばは、人間だけが持っている大切な道具ですが、さまざまな原因で「聞こえ」や「話しことば」や「ことばの理解」が育ちにくい子どももいます。言語療法は、こうした『ことば・コミュニケーション』の問題がある子どもたちの手助けをしています。また、発音と同じ器官・機能が使われる、『食べること(摂食)・飲み込むこと(嚥下)』といった、私たちが生きていくことに欠かせない働きについても、指導、援助を行います。



### 心理療法 (心理)

発達に心配のある子どもたちに、発達の評価を中心とする各種の心理検査を行います。それをもとに、子どもたちに発達の援助をするとともに、お母さん方には発達相談や育児相談を行います。また、ご家族の希望や必要に応じて、各市町村の関係機関や教育機関と連携しながら発達支援を行います。

## 生活指導

入所児の機能訓練や学習の成果が、日常生活で生かされるように援助すると共に、グループ指導やセンター祭などの活動を通し、個々の発達に必要な指導・援助を行い、子どもたちの持っている能力を充分発揮できるように指導します。

入所児のうち就学前の幼児は、保育室で専任の保育士が保育を行い、地元の保育園との交流も行います。

養護学校卒業者は、成人教室で活動を行っています。



## 教育

入所中の学齢児は、治療訓練を受けながら、同一建物内に併設された長野県花田養護学校へ通学し、小中学校の義務教育、および高等学校教育が受けられます。個々の障害や発達段階、特性などに合わせた授業を行っており、地元の学校との交流も行っています。



## ボランティア

地域の皆さんにセンターのことや子どもたちのことを知っていただく機会として、多くの方々にボランティアとしてご参加いただいています。

### \*遊びボランティア（定期・春ボラ・夏ボラ）

下校後の子どもたちの遊び相手として、春休みと夏休み期間中の子どもたちの話し相手や遊び相手として、高校生・学生・主婦・社会人などの方に広く呼びかけをして、多くの方々にご参加いただいています。



音楽療法、アロマセラピー、クラブ活動（華道など）専門的技術や趣味を生かしていただいています。

### \*地元救助隊

子どもたちにとって怖いのは、夜間の火災や地震などの災害です。そんな時のために地域住民の方で組織されている「災害地元救助隊」があります。毎年、夜間避難訓練や研修会を開催しています。



### \*下諏訪町おもちゃ図書館

毎月第1・3火曜日にセンターにて開館しています。毎年『おもちゃ図書館フェア』を開催して、地元の子どもたちも大勢遊びにきます。



その他にも環境美化作業、ぶどう狩り（ご招待）などもあります。



# 外来診療

脳性麻痺を中心とした肢体不自由児(二分脊椎・神経疾患など)・重症心身障害児の早期診断・早期治療ならびに療育指導にあたる他、小児整形疾患(ペルテス・先天性股関節脱臼・内反足・筋性斜頸など)・発達に問題のあるお子さんなどの小児科的疾患の診察・治療を行っています。

## 整形外科診療

脳性麻痺の患者さんに対しては、筋緊張を弱めて訓練効果を高める為に、レーザー治療・ボツリヌス治療や整形外科的手術なども積極的におこなっています。

また、生後3ヵ月前後の乳児に対して、エコー(超音波診断装置)を用いた先天性股関節脱臼の早期診断を行っています。



**装具療法** 変形の増悪防止、機能維持向上の目的で、個々の状態に合わせた装具を作成しています。



## 診療科目

整形外科・リハビリテーション科  
小児科(予約)  
精神科(予約) 歯科(予約)

日本リハビリテーション医学会研修施設  
日本整形外科学会専門医制度による研修施設

## 小児科診療

重症心身障害児をはじめ、脳や神経・筋肉に障害のある子どもたちへの診療を行い、筋緊張・けいれん・呼吸障害・摂食障害などへの対応をしています。

また、不器用、言葉の遅れや、落ち着きがない・課題がやり遂げられない・共感性に乏しい・こだわりが強いなど、精神発達上の問題のご相談にお応えしています。必要に応じ発達の評価を行い、お子様の状況に合わせた訓練・療育などの援助につなげていきます。

なお、診察は予約制となっています。



**歯科診療** 入所児(者)及び在宅障害児(者)の治療を目的に予約で行っています。



# 入所の手続き

## 児童福祉法による契約入所

信濃医療福祉センターの医師の診断を受けていただきます。入所療育が必要とされる場合、障害児施設入所受給者証の申請手続きを行い、受給者証の発行を受けていただきます。その後、当センターと入所利用契約を結んでいただきます。費用は、受給者証に記載された費用をもとに請求いたします。

### 母子入所

契約入所にてご利用いただけます。お母さんの費用として、設備利用費・食費・寝具費などの実費相当分をご負担いただけます。

### 短期集中訓練入所（単独入所）

子どもたちの発達時期や課題に応じて、最もふさわしいと思われる時期の2～3ヶ月間、集中した総合的なリハビリテーションを行います。契約入所にてご利用いただけます。

## 私的契約入所

児童福祉法の手続きによらず私的契約の入所の場合、健康保険による一般入院扱いになり、教育費その他日用品などの費用について、必要に応じた負担をしていただくことになります。

# 地域支援事業

## 短期入所事業（ショートステイ）

在宅の肢体不自由児・重症心身障害児（者）の介護者が、一時的に家庭において介護できないときに、信濃医療福祉センターでお預かりします。

## 障害児等療育支援事業

長野県より『障害児等療育支援事業』の委託を受け、諏訪圏域（岡谷市・諏訪市・茅野市・下諏訪町・富士見町・原村）を対象に、地域療育支援を行っています。障害児等が通う保育園や学校等を訪問し指導を行う施設指導事業や、保護者の相談をお受けする訪問指導事業及び外来指導事業のほか、療育コーディネーターを配置し、地域療育支援の調整も行っています。地域療育に関する問題点・悩み・不安などがありましたら、お気軽にご相談ください。

## 療育拠点施設

県内1ヶ所の療育拠点施設に指定され、県内各圏域の療育の相談・支援を行っています。

## 重症心身障害児（者）通園事業 もあ

（多機能型事業所：児童発達支援事業・生活介護事業・放課後等デイサービス事業）

通園可能な地域に在住する重症心身障害児（者）を対象に、

- ・利用者が楽しくすごせる日中活動の提供
- ・身体状況に応じた食事（昼食）の提供
- ・看護師による健康管理
- ・入浴サービス

などを行っています。一日あたりの利用人員は、概ね5名です。



開園日 月～金曜日9:30～16:00

休園日 土、日曜日及び国民の休日

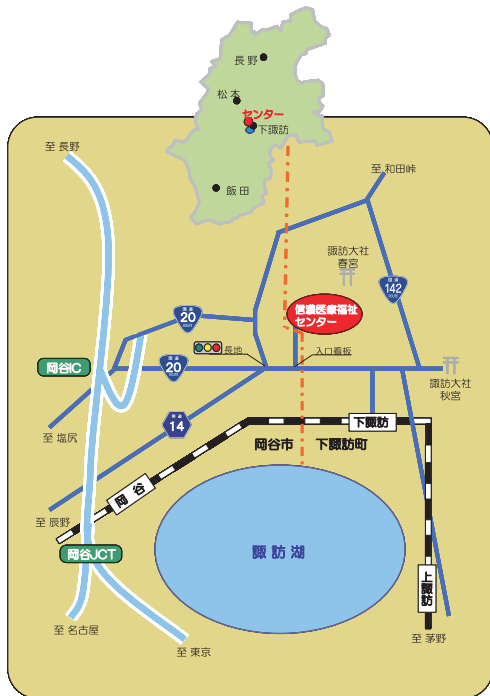
お盆 8月14日～16日

年末年始 12月29日～1月3日





画:青木一恵



- JR中央線 下諏訪駅下車
- タクシー 約10分
  - 岡谷方面行きバス 「社東町」下車 徒歩5分



社会福祉法人 信濃医療福祉センター  
 医療型障害児入所施設  
**信濃医療福祉センター**  
 (肢体不自由児・重症心身障害児支援)

〒393-0093 長野県諏訪郡下諏訪町社字花田 6525-1  
 TEL 0266-27-8414(代表) FAX 0266-27-7936

<http://www.shinano-iryo.jp>